

必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金は

時間額 759円に

平成28年10月6日より改正

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）
又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局URL：<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>